



平成 27 年 3 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 名古屋銀行
代表者名 取締役頭取 中村 昌弘
(コード番号:8522 東証・名証第一部)
問合せ先 取締役総合企画部長 杉田 尚人
(TEL. 052-951-5911)

2020 年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の 発行条件等の決定に関するお知らせ

当行は、平成 27 年 3 月 10 日開催の取締役会において決議いたしました 2020 年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本新株予約権」という。）の発行に関し、発行条件等を決定いたしましたので、既に決定済みの事項とともに、下記の通りお知らせいたします。

記

本新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本社債の額面金額と同額とする。

(2) 転換価額 3.73 米ドル

(ご参考)

発行条件決定日（平成 27 年 3 月 10 日）における株価等の状況

イ. 株式会社東京証券取引所における株価（終値） 445 円 (3.65 米ドル)

ロ. アップ率【{(転換価額) / (米ドル建株価(終値)) - 1} × 100】 2.08%

(注) 日本円から米ドルへの換算は、本日午後 3 時（東京時間）現在のロイター・スクリーン・ページ「JPNU」に表示された米ドル円直物外国為替レート（1 米ドル=121.79 円）を用いております。

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国 1933 年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

(ご参考) 2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 本 社 債 の 総 額 | 1億米ドル |
| (2) 本 社 債 の 払 込 金 額 | 本社債の額面金額の100.0% (各本社債の額面金額50,000米ドル) |
| (3) 本新株予約権付社債の募集
価 格 (発 行 価 格) | 本社債の額面金額の102.5% |
| (4) 発 行 決 議 日 | 2015年3月10日 |
| (5) 本新株予約権の割当日及び
本社債の払込期日(発行日) | 2015年3月26日 |
| (6) 本新株予約権を行使する
こ と が で き る 期 間 | 2015年4月9日から2020年3月12日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)までとする。但し、(i)本社債の繰上償還の場合には、当該償還日の5営業日前の日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)まで、(ii)当行による本新株予約権付社債の取得がなされる場合は本社債が消却される時まで、(iii)本社債の買入消却の場合には、本新株予約権付社債が消却のために Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A. に引き渡された時まで、また(iv)期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2020年3月12日の銀行営業終了時(ルクセンブルク時間)より後に本新株予約権を行使することはできない。 |

上記にかかわらず、当行による本新株予約権付社債の取得の場合、取得通知の翌日から取得期日までの間は本新株予約権を行使することはできない。また、当行の組織再編等を行うために必要であると当行が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日から14日以内のいずれかの日に先立つ30日以内の当行が指定する期間中、本新株予約権を行使することができないものとする。

上記にかかわらず、本新株予約権は、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日(又は当該暦日が東京営業日(以下に定義する。))でない場合は翌東京営業日)が、株主確定日(以下に定義する。)の2東京営業日前の日(当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の3東京営業日前の日)(その日を含む。)から当該株主確定日(又は当該株主確定日が東京営業日でない場合には、当該株主確定日の翌東京営業日)(その日を含む。)までの期間に該当する場合には、行使することができない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は実務が変更された場合、当行は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

「株主確定日」とは、社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められた日をいう。

「営業日」とは、ロンドン、ルクセンブルク及び東京において銀行が通常の営業を行っている日をいい、「東京営業日」とは、東京に

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

において銀行が営業を行っている日をいう。

(7) 償 還 期 限 2020年3月26日

(8) 潜在株式による希薄化情報

今回のファイナンスを実施することにより、直近(平成27年2月28日現在)の発行済株式総数(自己株式を除く。)に対する潜在株式数の比率は13.10%になる見込みです。

(注) 潜在株式数の比率は、今回発行する本新株予約権付社債に係る本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に、新たに発行される株式数を直近の発行済株式総数(自己株式を除く。)で除した数値であります。

※詳細は、平成27年3月10日付当行プレスリリース「2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本報道発表文は、当行の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。